## 地域包括ケアシステム推進協議会と介護保険事業 計画・高齢者福祉計画策定プロセスの関係

## Ⅰ 地域包括ケアシステム推進協議会の設置

地域包括ケアシステム(高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活 を継続することができるよう医療、介護、予防、生活支援及び住まいのサー ビスを一体的に受けられる支援体制をいう。)を推進するために設置する。

## 2 前回会議(令和 4 年 3 月)

前回の会議では、地域包括ケアシステム構築のプロセスを委員の皆様と 共有しました。

- ① 地域ケア会議を利用して地域課題の解決を図り、さらに大きな範囲での解決が必要な場合は、上位会議に吸い上げる。
- ② 量的・質的に課題を把握し、地域の関係者で<u>目指す姿</u>・対応策を協議し、それらを<u>介護保険事業計画に明文化</u>し、実行・評価の PDCA を回しながら進めていく。

## 3 今回会議の趣旨

今回の介護保険事業計画策定については、北名古屋市が目指す地域 包括ケアシステムの姿(目標)を皆で共有するため、課題の共有、対応策の 検討など計画策定の工程を、地域包括ケアシステム推進協議会の中で行 います。

市では計画策定にあたり、3年ごとに、高齢者とケアマネ等専門職にアンケート調査を実施しています。

今回の会議では、日頃、地域の支援者が感じている「地域課題」を踏まえたうえで、高齢者のニーズを量的に把握するため、計画策定のアンケート調査に盛り込む項目について、議論します。

- 4 次回会議の予定(令和5年3月)
  - ・アンケート調査結果の報告・検討
  - ・「市の地域包括ケアの目指す姿」策定の検討